

いじめ防止基本方針

鳥取県立皆生養護学校

I いじめの防止等のための基本的な方針

1 いじめに対する基本的な認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。これを基本的な考えとして、全教職員は、児童生徒が安心して楽しく生き生きと学校生活を送ることができるように取り組まなければならない。

いじめはどの児童生徒にも、起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。また、いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

そして、児童生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知し、早期発見、早期対応・事案対応することにより、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐことができる考える。

この考えのもと、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 〈いじめの定義〉

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条1項）

II いじめを未然に防止するために

1 校内体制について

（1）いじめ対策委員会

個々の教職員が抱え込まず、学校を挙げていじめの防止等に取り組むためにいじめ対策委員会を組織する。

① 構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、事務長、指導部長、生徒指導主事、学部主事、教務主任、支援部長、養護教諭、学級担任、必要に応じて外部専門家（SSW、SC等）、その他必要な職員。

情報を集約・整理する担当は生徒指導主事とする。

② いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図（後掲）

③ 役割

○未然防止

いじめの定義、判断基準や事例を教職員に周知し、いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境作り・組織作りを行う。

○早期発見

いじめと疑われる事案の情報収集を行い、組織に集められた情報の整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行う。

○早期対応・事案対応

いじめ事案に関する情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 魅力ある学校作り（わかる授業作り、すべての児童生徒の参加・活躍できる授業作り）
- ② 教職員の対応と意識向上
- ③ 配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応
- ④ 道徳教育及び体験活動等の充実
- ⑤ 自ら考え、行動する力の育成
- ⑥ インターネット上のいじめの防止
- ⑦ 学校生活アンケートの活用

Ⅲ いじめの早期発見に向けて

1 具体的な取組

(1) アンケート調査を年2回（6月、11月）実施する。

＊対象は、小学部・中学部・高等部単一学級、小学部・中学部・高等部重複Ⅰ型学級
（実態に応じて対応）他クラスは観察中心に

(2) 調査・検査等をもとに、担任を中心として個人面談を実施する。

(3) 全教職員による児童生徒の見守り、丁寧な観察を行う。

(4) 連絡ノートや保護者懇談会、学部会等を通じて情報交換と共有を図る。

(5) スクールカウンセラー等を活用した教育相談活動を実施するとともに、その体制を広く周知する。

Ⅳ 事案対処の在り方

1 平常時

(1) いじめの発見・通報

- ① 被害児童生徒等の安全を確保するために必要な処置を速やかにとる。
- ② 「いじめ対策委員会」を招集して、指導方針と役割分担を決定する。
- ③ いじめられた側、いじめた側、周辺からの聞き取りを丁寧に迅速に行い、事実関係の聴取をする。
- ④ 聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

- ① 被害児童生徒の心身のケアなど必要な措置をとる。
（状況に応じて、外部の専門家等の支援を得る）
- ② 被害児童生徒の保護者に事態の状況および対応を説明し理解を求めるとともに、保護者の気持ちを共感的に受け止め、指導の経過や状況等継続的に家庭と連携をとる。
- ③ 被害児童生徒が安心して教育を受けられる環境を整備する。

(3) いじめた児童生徒への対応

- ① 行為に対しては毅然とした態度で指導を行い、いじめは人として許されない行為であることを理解させる。
- ② いじめの事実を認め、反省させる。また、再発防止のために必要な措置を組織的にとる。

- ③ 加害児童生徒の保護者に、確認した事実、今後の指導について説明する。
- ④ いじめを行ってしまった加害児童生徒の要因・背景を分析し、加害児童生徒の内面を見つめた支援を継続的・組織的に行う。

(4) 周囲の児童生徒、学級への対応

いじめに同調したり傍観したりした児童生徒に対して、それらの行為がいじめに加担していることを認識させる。

2 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

○いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(法第28条1項1号関連)

例えば、・身体に重大な障害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・児童生徒が自殺を企図した場合 など

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると学校の設置者及び学校が認めるとき。(法第28条1項2号関連)

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

- ① 鳥取県教育委員会を通じて知事への報告
- ② 事実関係を明確にするための調査の実施
- ③ 事実関係の明確化
- ④ 適切な支援・指導
- ⑤ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対しての事実関係の説明
- ⑥ 対応についての検証と再発防止策の検討

<関係諸機関>

○鳥取県教育委員会○子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）○いじめ問題検証委員会（県人権局）○いじめ・不登校総合対策センター○警察（スクールサポーター、生活安全課）○児童相談所○地方法務局○市町村担当課○学校医○学校評議員等

※附則この方針は、平成26年10月15日より施行する。

この方針は、平成30年5月16日より改訂する。

この方針は令和元年7月22日より改訂する。

この方針は令和4年3月14日より改訂する。

いじめが疑われる事象が起こった場合の対応の流れ図

